

議案第12号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例を廃止する条例制定
について

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例を廃止する条例を別紙のように
制定する。

平成29年3月3日提出

南相馬市長 桜井 勝延

平成29年3月24日 可決

福島県南相馬市議会議長 細田 廣



提案理由

公の施設である帰還支援一時宿泊所を廃止するため、条例を制定
するものである。

南相馬市条例第 号

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例を廃止する条例

南相馬市帰還支援一時宿泊所条例（平成26年南相馬市条例第29号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。